(3)　過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準

業種又は事業分野（以下「業種等」という。）が過剰供給構造にあるかどうかを判定する基準は、次の(i)により範囲を特定された業種等が、次の(ii)及び(iii)に該当することとする。

(i)　過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲を特定する基準

当面、需要の拡大が見込まれない業種等であって、生産される商品又は提供される役務の機能又は効用が、需要者にとって同種であるか又は互いに代替関係にあり、かつ、その生産又は提供の方法等について業態の特性が共通していること。

(ii)　「供給能力が需要に照らし著しく過剰である」状態を示す基準

判定対象となる業種等において、原則、過去十年間の年平均売上高成長率が一パーセントを下回っていることが認められ、かつ、原則、十年前の総資産利益率と直近の総資産利益率とを比べその成長率が一パーセントを下回っていることが認められること。

［削る］

［削る］

(iii)　［略］

(3)　過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準

業種又は事業分野（以下「業種等」という。）が過剰供給構造にあるかどうかを判定する基準は、次の(i)により範囲を特定された業種等が、次の(ii)及び(iii)に該当することとする。

(i)　過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲を特定する基準

生産される商品又は提供される役務の機能又は効用が、需要者にとって同種であるか又は互いに代替関係にあり、かつ、その生産又は提供の方法について業態の特性が共通していること。

(ii)　「供給能力が需要に照らし著しく過剰である」状態を示す基準

おおむね三年以上にわたって、判定対象となる業種等において、事業再編計画の認定時における直近三年間の売上高営業利益率の平均値が、過去二十年間の売上高営業利益率の平均値より一五パーセント以上低減していることが認められ、かつ、その要因として次のいずれかの状況が認められること。

①　直近三年間に製品・サービスの価格が下落している場合において、当該製品・サービスの価格の一年当たりの平均下落率より当該製品・サービスに係る原材料価格等のコストの一年当たりの平均下落率が小さいこと。

②　直近三年間に製品・サービスの価格が下落していない場合において、当該製品・サービスの価格の一年当たりの平均上昇率より当該製品・サービスに係る原材料価格等のコストの一年当たりの平均上昇率が大きいこと。

(iii)　［略］

(4)　従業員の地位

法第二十三条第五項第五号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

(5)　適正な競争の確保

法第二十三条第五項第六号イの適正な競争が確保されるものであることとは、事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

(6)　一般消費者等の利益

法第二十三条第五項第六号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、その他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。

(4)　従業員の地位

法第二十四条第五項第五号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

(5)　適正な競争の確保

法第二十四条第五項第六号イの適正な競争が確保されるものであることとは、二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

(6)　一般消費者等の利益

法第二十四条第五項第六号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、その他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれ生ずるものでないことをいうものとする。